

2020年度事業計画書

(概要)

平成25年4月1日、「非営利型の一般社団法人」への移行認可を内閣府より取得して7年が経過しました。

本年度も、基本的には定款第5条に規定される各事業について年間の事業計画を策定して実施して行きます。

(事業活動)

事業1. ジュニアヨットクラブの普及活動と競技会開催に関する事業

(定款第5条 第1項 第3号及び第7号)

1. 国際交流日本ジュニアヨットクラブ競技会2020 (若洲大会)

本年度は東京オリンピック・パラリンピックが、7月24日から9月6日まで開催されることから、従来の8月初めに他の競技会を開催することは参加者にとっても運営役員にとっても難しい状況と判断し、ゴールデンウイークの5月3日(金)～5日(日)、東京都立若洲海浜公園ヨット訓練所を会場に、東京都ヨット連盟の協力を頂いて開催します。

海外からも5カ国を招聘する予定ですので、出来るだけ沢山の参加クラブ、参加人数を得て楽しい大会にしたいと考えています。

シーマンシップに溢れた選手、指導者、クラブを表彰する「小澤吉太郎特別賞」も設けています。

国内クラブ対抗レースの上位3クラブには、海外セーリング研修派遣資格各1名授与の特別賞を予定します。

2. 第30回ジュニアヨット国際親善東京レガッタ (ミキハウスカップ東京2020)

昨年度は台風15号の関東地方接近、上陸のために開催を直前になって中止せざるを得ませんでした。又、本年度は東京オリンピック・パラリンピックの開催時期との関係で、従来の9月開催を変更して、10月18日(日)に、東京都立若洲海浜公園ヨット訓練所を会場に、東京都ヨット連盟との共同主催で開催します。

江東区のK. インターナショナルスクールやその他の外国の子供達にも呼び掛けて体験セーリングプログラムを企画します。

クラブ対抗レースも実施し、優勝クラブには海外セーリング研修派遣資格1名授与の特別賞も予定します。

3. 第7回ジュニアヨット国際親善大阪レガッタ (ミキハウスカップ大阪2020)

ミキハウスカップ東京2020の開催時期との関係で、従来の10月開催を変更して、9月6日(日)、大阪府ヨットセーリング連盟の協力を頂いて、昨年と同じ二色ハーバーで開催する予定です。

インターナショナルスクール等の阪神在住の外国の子供達に呼び掛けて体験試乗会を実施し国際交流を図り、又、阪神地区の連盟未登録国内クラブにも呼び掛け

て参加選手の増加に努力し、多くのクラブの参加で安全で楽しい大会としたいと考えます。

クラブ対抗レースも実施し、優勝クラブには海外セーリング研修派遣資格1名授与の特別賞を予定します。

4. 第8回ジュニアヨットクラブジャンボリー

本年度のジュニアヨットクラブジャンボリーは、国際交流日本ジュニアヨットクラブ競技会2020をゴールデンウィークに開催することになった関係で、8月8日（土）～10日（月・祝）の日程に変更して開催しますが、会場は昨年度と同じ、茨城県行方市の天王崎霞ヶ浦の麻生ヨットクラブ前の湖面と茨城県立白浜少年自然の家を利用させて頂く予定です。

OP級ヨットでのセーリングやカヌーなどマリンスポーツの楽しさを体験し、クラブの枠を超えた合宿で団体生活での規律を経験します。

事業2. 諸外国との交流・親善に関する事業

（定款第5条 第1項 第4号）

1. 外国チームの招聘事業

5月3日～5日、国際交流日本ジュニアヨットクラブ競技会2020を、東京都立若洲海浜公園ヨット訓練所で開催しますが、5カ国（ニュージーランド、オーストラリア、韓国、シンガポール、タイ王国、香港、ロシア、台湾等々の内5カ国）から各3名のジュニアセーラーと監督・コーチ1名の合計20名を招聘して、交流と親善を図ります。

2. 海外セーリング研修派遣事業

国際交流日本ジュニアヨットクラブ競技会2020のクラブ対抗レースの上位3クラブに、海外セーリング研修参加資格それぞれ1名を授与する特別賞を設けます。各クラブからはジュニアセーラーを選出して頂き、連盟役員が引率して海外セーリング研修に参加して頂き、その往復渡航費用の一部を連盟で負担支援します。又、9月6日開催のミキハウスカップ大阪2020及び10月18日開催のミキハウスカップ東京2020に於いて実施するクラブ対抗レースでそれぞれ優勝したクラブに、そのクラブのジュニアセーラー1名を海外セーリング研修に参加する資格を授与する特別賞を設け、連盟役員が引率し、選手の往復渡航費用の一部を連盟で負担支援します。

これらの海外セーリング研修派遣の詳細（日程、研修地）については、国際委員会で検討して行きます。

3. 外国ヨットクラブとの交流・親善活動事業

日本パラオ親善ヨットレース実行委員会との協力関係に基づき、パラオ共和国でのセーリングの普及のため、指導者の派遣やヨットレースの開催支援その他のサポート活動を検討します。

事業3. ジュニアヨットクラブの指導者の養成に関する事業

(定款第5条 第1項 第1号、第2号及び第5号)

1. 管理運営及び安全確保に関する指導事業

毎年6月の定時総会の開催時や1月の理事会開催時、或いは各競技会開催時に、同じ会場を利用して指導者研修会、安全講習会を開催して、クラブの管理運営や安全確保等について講習や意見交換を行います。

又、各競技会開催時にはジュニアセーラーも含めて安全講習会を行います。

2. 指導者の養成事業

連盟の公認指導員制度に従って、各クラブから新規公認の申請募集を行うと共に、4年毎の更新認定の募集も行います。

各クラブのより多くの指導員の方々に公認指導員の資格を取得して頂き一層の活躍をして頂きたいと考えています。

登録クラブからの要請があれば、連盟から役員をクラブに出張派遣して指導者への講習等、クラブ運営指導や指導者の養成を行うこととし、指導育成委員会としても積極的に登録クラブに呼び掛ける活動もします。

3. 指導者の表彰事業

連盟の表彰規定に基づき、クラブの運営、指導、育成などに顕著な実績を挙げた者や、今後活躍が期待される者を表彰する事業を行います。

併せて、(財)日本セーリング連盟の各種表彰に該当する者を推薦する事業を行います。

4. 管理運営及び安全確保に関する調査研究事業

新艇開発委員会等諸々の問題について適宜委員会を組織して調査研究を進めます。

事業4. ジュニアヨットクラブに関する広報活動及び刊行物の発行に関する事業

(定款第5条 第1項 第6号)

ホームページによる広報活動と共に、広報誌「ユースセーリング第89号」は本年10月を目標に発行します。その前後の期間には随時に「JJYU通信」を発行し、希望する事前登録メンバー(正会員、特別会員、登録クラブの指導者、保護者、ジュニアセーラーその他セーリング界関係者)に、タイミング良くE-mailやファックスで発信して、各クラブその他の皆さんとのコミュニケーションに努めます。

皆さんの登録を勧める活動も活性化します。

以上